に奄美振興法第 38 条及び奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に係るもの

Ｆ　当該都道府県がＥに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.04 を超えるときは、 0.04 とする。

Ｇ　半島振興法第 17 条及び原発等立地地域振興法第 10 条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額で個人の行う事業に係るもののうちその適用の初年度に係るもの

Ｈ　当該都道府県がＧに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.05 を超えるときは 0.05 とし、当該率が 0.025 に満たないときは 0.025 とする。

Ｉ　算式の符号中Ｇに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

Ｊ　算式の符号中Ｈに同じ。この場合において、同符号中「Ｇ」とあるのは「Ｉ」と、「0.025」とあるのは「0.0375」とそれぞれ読み替えるものとする。

Ｋ　算式の符号中Ｇに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

Ｌ　算式の符号中Ｈに同じ。この場合において、同符号中「Ｇ」とあるのは「Ｋ」と、「0.025」とあるのは「0.04375」とそれぞれ読み替えるものとする。

Ｍ　地域再生法第 17 条の６の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額（同条第１号の措置に係るものに限る。）で個人の行う事業に係るもののうちその適用の初年度に係るもの

Ｎ　算式の符号中Ｍに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

Ｏ　算式の符号中Ｍに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

Ｐ　地域再生法第 17 条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（同条第１号の措置に係るものに限る。）で個人の行う事業に係るもののうちその適用の初年度に係るもの

Ｑ　当該都道府県がＰに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.05 を超えるときは 0.05 とし、当該率が 0.025 に満たないときは 0.025 とする。

Ｒ　算式の符号中Ｐに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

Ｓ　算式の符号中Ｑに同じ。この場合において、同符号中「Ｐ」とあるのは「Ｒ」と、「0.025」とあるのは「0.0375」とそれぞれ読み替えるものとする。

Ｔ　算式の符号中Ｐに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

Ｕ　算式の符号中Ｑに同じ。この場合において、同符号中「Ｐ」とあるのは「Ｔ」と、「0.025」とあるのは「0.04375」とそれぞれ読み替えるものとする。

α　地域再生法第５条第 18 項（同法第７条第２項において準用する場合を含む。）の規定により当該都道府県の区域に係る同法第５条第１項の地域再生計画（同条第４項第５

に奄美振興法第 38 条及び奄美振興法等改正法附則第２条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に係るもの

Ｆ　当該都道府県がＥに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.04 を超えるときは、 0.04 とする。

Ｇ　半島振興法第 17 条及び原発等立地地域振興法第 10 条の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額で個人の行う事業に係るもののうちその適用の初年度に係るもの

Ｈ　当該都道府県がＧに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.05 を超えるときは 0.05 とし、当該率が 0.025 に満たないときは 0.025 とする。

Ｉ　算式の符号中Ｇに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

Ｊ　算式の符号中Ｈに同じ。この場合において、同符号中「Ｇ」とあるのは「Ｉ」と、「0.025」とあるのは「0.0375」とそれぞれ読み替えるものとする。

Ｋ　算式の符号中Ｇに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

Ｌ　算式の符号中Ｈに同じ。この場合において、同符号中「Ｇ」とあるのは「Ｋ」と、「0.025」とあるのは「0.04375」とそれぞれ読み替えるものとする。

Ｍ　地域再生法第 17 条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額で個人の行う同法第 17 条の２第１項第１号に掲げる事業に係るもののうちその適用の初年度に係るもの

Ｎ　当該都道府県がＭに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が 0.05 を超えるときは 0.05 とし、当該率が 0.025 に満たないときは 0.025 とする。

Ｏ　算式の符号中Ｍに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

Ｐ　算式の符号中Ｎに同じ。この場合において、同符号中「Ｍ」とあるのは「Ｏ」と、「0.025」とあるのは「0.0375」とそれぞれ読み替えるものとする。

Ｑ　算式の符号中Ｍに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

Ｒ　算式の符号中Ｎに同じ。この場合において、同符号中「Ｍ」とあるのは「Ｑ」と、「0.025」とあるのは「0.04375」とそれぞれ読み替えるものとする。

α　地域再生法第５条第 19 項（同法第７条第２項において準用する場合を含む。）の規定により当該都道府県の区域に係る同法第５条第１項の地域再生計画（同条第４項第５号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 49 号）の施行の日以降最初に公示された日に限る。）の属する年度前３年度以内の各年度に係る地方交付税法第 14 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの３分の１の数値が 0.47 未満の都道府県にあつては１、 0.47 以上 0.63 未満の都道府県にあつては 2/3 、 0.63 以上 0.78 未満の都道府県にあつては 1/3